

## 学 割 証 交 付 願

下記により旅行したいので、学割証の交付をお願いいたします。

平成 年 月 日

日進市立日進東中学校長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

旅 行 先	都道 府県
乗車（船）区間	駅から 駅まで 経由
乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊 (○をつける)
使用者氏名年齢 学年・組	氏名 ( 才 ) 第 学年 組
身分証明書番号	第 号
同伴者 (氏名及び続柄または関係)	(続柄等： )
必 要 枚 数	枚
旅 行 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
旅 行 理 由	

(注) JR線の乗車区間が

- ・ 片道100kmまでは学割はありません。
- ・ 片道100kmを超えて全区間で割引が有効です。
- ・ 片道100kmを超えての区間を往復乗車する時は、往復乗車券を購入すると、割引率はさらに有利です。

### 学 生 旅 客 割 引 証 発 行 台 帳

決 裁 欄	校長	教頭	担任		取扱者印
発行番号・発行年月日	第	号	平成	年	月 日
契 印					

## 学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領（一部抜粋）

平成16年4月1日 制定

平成17年4月1日 一部改正

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における文部科学省から業務移管された学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の配付業務の取扱については、以下のとおりとする。

### 1. 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

### 2. 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行